公害紛争処理法施行規則の改正について

1 改正の背景

令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から公害審査委員候補者(以下「候補者」という。)の委嘱期間を1年より長い期間とすることについて提案があり、検討を行った結果、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定された。

この方針を踏まえ、公害審査会を置かない都道府県において、候補者の委嘱期間を1年より長い期間とすることを可能とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(閣法第32号。以下「法案」という。)が第201回国会に提出されたところである。

法案が国会審議を経て成立した場合には、候補者名簿の記載内容の変更が必要であるため、公害紛争 処理法施行規則(昭和47年総理府令第47号)の改正を検討しているところである。

2 改正の概要

候補者名簿に記載すべき事項として新たに「委嘱期間の満了の日」を追加すること。

3 公布日

法律(法案が成立した場合)の公布の日

4 施行期日

省令(法案が成立した場合)の公布の日